

流山市災害時要援護者避難支援計画

平成20年3月

流山市

目 次

はじめに	1
1 災害時要援護者避難支援計画	2
2 災害時要援護者	3
(1) 災害時要援護者の特徴	3
(2) 災害時の要援護者となる対象者	4
(3) 要援護者となる対象者の状況	5
3 災害時要援護者避難支援連絡会議	6
(1) 災害時要援護者避難支援連絡会議	6
(2) 災害時要援護者避難支援連絡会議の取り組み	6
(3) 要援護者に期待すること	7
(4) 支援者に期待すること	8
(5) 災害に備えた要援護者避難支援体制	10
(6) 災害時要援護者避難支援連絡会議へ参加が期待される団体等	11
4 災害時要援護者避難支援個人計画の作成	12
(1) 要援護者の把握	12
(2) 個人情報共有化	12
(3) 避難支援体制の整備	12
様式1 流山市災害時要援護者名簿	13
様式2 災害時避難支援個人計画書	14
作成例 様式1 流山市災害時要援護者名簿	15
作成例 様式2 災害時避難支援個人計画書	16

5	避難支援行動マニュアル	17
(1)	日頃の備え	17
	災害時要援護者避難支援連絡会議	17
	支援者の参画	17
	要援護者の把握	18
	避難支援個人計画書の作成	18
	災害時要援護者支援班の設置	19
	情報伝達体制の整備	19
	避難施設の体制整備	20
(2)	災害発生時の対応	21
	身の安全の確保	21
	支援体制	21
	安否確認・救護・避難誘導	21
	被害状況の把握	22
	情報の提供	22
	避難所での生活支援	22
6	災害時要援護者の特徴と支援の際の留意点	23
	附属資料	29
1	答申書	31
2	諮問書	32
3	策定経過	35
4	策定組織	38

はじめに

平成16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等による高齢者等の被災状況から、国では「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を設置し、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を平成17年3月の中央防災会議に報告。これを受けて内閣府及び消防庁では、都道府県及び市町村に対して災害時要援護者避難支援プランの策定を通知したものです。

避難支援体制の整備を進めるには、要援護者自らの積極的な取り組みが不可欠です。また、必要な支援が受けられない要援護者の特定を進め、災害時に的確な支援を提供できるよう体制づくりが重要です。

流山市では、災害が発生した場合に自力では避難することが困難な災害時要援護者に対する支援活動を的確且つ迅速に実践するために防災関係及び福祉関係機関並びに地域社会が連携し、災害時の要援護者の避難支援に取り組んでいくことを目指し、この災害時要援護者避難支援計画を策定しました。

1 災害時要援護者避難支援計画

流山市災害時要援護者避難支援計画は、流山市地域防災計画に基づき、災害時要援護者の具体的な避難支援個人計画（災害時要援護者避難支援プラン）を策定し、災害が発生した場合における災害時要援護者の避難支援体制の確保や日頃からの準備、また災害発生時における支援について、災害時要援護者の自助、地域社会の共助を基本に必要な事項を定めるものです。

大規模な災害が発生すると、高齢者や障害者等の援護が必要な「災害時要援護者」と言われる人が犠牲者や被害者になることが多くあります。

これは、災害が発生したときに災害時要援護者に対する安否確認や救出活動が迅速、的確に行われなかったことが挙げられています。

災害時要援護者避難支援計画は、いざという災害の発生に備え、特に援護が必要な高齢者や障害者に対する避難支援対策を構築していくものです。

日頃から備えとして、要援護者を支援する避難支援個人計画の作成、情報伝達や避難施設の整備、要援護者の支援体制の確保等について整備していきます。

また、災害発生時の対応として、要援護者の避難行動とその支援体制の確保、要援護者の安否確認や避難誘導、救護の行動計画、避難所での生活支援や生活再建等について取り組んでいきます。

要援護者の避難支援の体制整備としては、災害時要援護者避難支援連絡会議を設置して、要援護者の登録と支援者の確保を図って行きます。

さらに要援護者の把握に努め、要援護者に関わる個人情報の災害時における活用を図るため、要援護者一人ひとりの避難支援個人計画（災害時要援護者避難支援プラン）を策定していくことを大きな柱としています。

2 災害時要援護者

(1) 災害時要援護者の特徴

「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられています。

要援護者は、災害による住環境の変化への対応や避難行動、避難所での生活に困難を来たしますが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活をおくることが可能です。

対象者の捉え方としては、

- ①介護保険の要介護度3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力ではできない等）以上の居宅で生活している人
- ②障害程度が身体障害（1・2級）、知的障害（療育手帳A等）、精神障害（1級）の人
- ③その他、一人暮らし高齢者等で支援を要する人

を原則的に対象とします。

流山市地域防災計画では、自力では避難することが困難な高齢者、乳幼児、心身障害者や日本語での災害情報が理解できない外国人などをいわゆる災害弱者として安全確保体制の整備の中で位置づけています。

一般に、高齢者、障害者等については、避難支援が不要な人も相当数含まれています。そのため対象者の範囲についての考え方を明確にし、避難行動要支援者や被災リスクの高い人を重点的・優先的に進めることが必要となります。

本避難支援計画では、施設入所者を除く在宅者を災害時要援護者の対象とします。

(2) 災害時の要援護者となる対象者

災害時の要援護者となる形態。	災害時要援護者となる人
<ul style="list-style-type: none"> ◎身の回りの急激な状況の変化に対する対応が困難 ◎日常生活において、車いすや補聴器などの補装具が必要 ◎日常の生活において、普段から薬の服用や医療装置の補助が必要 ◎様々な情報の把握が困難 ◎コミュニケーションが困難 ◎物事の理解や判断ができない。 ◎精神的に不安定になりやすい等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護や支援が必要な高齢者 ◎手足の動作に障害のある人 ◎視覚障害のある人 ◎聴覚障害のある人 ◎音声や言語機能に障害のある人 ◎知的障害のある人 ◎精神障害のある人 ◎内部障害のある人 ◎妊産婦 ◎乳幼児 ◎保育園児や幼稚園児 ◎日本語が不自由な外国人等

(3) 要援護者となる対象者の状況

対象	要援護者となる要件等	人数等	取得方法等
高齢者	独居高齢者 (人)	3, 0 0 1	平成17年国勢調査
	高齢者夫婦のみの世帯 (世帯)	5, 4 9 8	
	介護認定者 (人) (要介護3以上の者)	4, 0 9 1 (2,312人)	平成19年10月1日 認定者
障害者	身体障害者 (人) (1・2級の者)	3, 6 4 7 (730人)	平成19年4月1日 身体障害者手帳所持者
	知的障害者 (人) (療育手帳A等の者)	5 0 6 (212人)	平成19年4月1日 療育手帳所持者
	精神障害者 (人) (1級の者)	4 1 0 (49人)	平成19年4月1日 保健福祉手帳所持者
乳幼児	新生児から就学前幼児 (人)	8, 3 1 1	平成19年4月1日 1歳～5歳
妊産婦	妊娠届出者 (人)	1, 4 1 9	平成18年度実績
外国人	外国人登録者 (人)	1, 5 4 4	平成18年4月1日

※ 「人数等」の全ての人々が支援を必要とする者とはなりません。

※ 「高齢者」とは、65歳以上の人をいう。

3 災害時要援護者避難支援連絡会議

(1) 災害時要援護者避難支援連絡会議

流山市災害時要援護者避難支援連絡会議は、様々な災害が発生したときに一人では避難できない災害時要援護者の避難を支援するために設置します。

この連絡会議は、災害時要援護者当事者団体、各種ボランティア団体、防災関係機関、福祉関係機関等の要援護者の避難支援に関わる団体や個人から構成し、要援護者と支援者の連携を基本として災害時の要援護者の避難支援体制を構築します。

(2) 災害時要援護者避難支援連絡会議の取り組み

《支援団体等の役割》

流山市災害時要援護者避難支援連絡会議へ、災害時の要援護者に対して支援をしていただく団体に参画していただきます。また、参画していただける団体に属する支援者には連絡会議に登録していただきます。登録いただいた人は、災害時に要援護者の避難に際して支援の候補者として期待されます。また避難所におけるサポートや要援護者の生活復興においても大切な役割を果たしていただきます。

《災害時要援護者の把握》

災害時に一人では避難できない要援護者は、流山市要援護者名簿への登録を依頼します。災害時の支援を受けるためには、要援護者の個人情報提供を受けることが必要です。災害時の安否確認、救出・救護、避難所でのサポートを受けるには、必要な個人情報を共有することが不可欠です。円滑な災害時の要援護者に対する避難支援を行うために要援護者の流山市災害時要援護者名簿への登録を推進していきます。

《避難支援個人計画の作成》

要援護者が支援を受けるためには、要援護者の個人情報や避難支援者や支援団体が把握する必要があります。要援護者の個人情報に適応する支援内容等を整えた要援護者一人ひとりの避難支援個人計画の作成を進めていきます。

《災害への備え》

いつくるかわからない災害に備えて、平常時から災害時要援護者に対する支援体制の整備に努める必要があります。災害時の要援護者と支援者とは、身近な存在であることが円滑な避難支援体制につながります。日頃から地域社会において要援護者と支援者との交流を図り、豊かなコミュニティを形成していくことが災害時の避難支援の基礎となります。

(3) 要援護者に期待すること

災害時要援護者となる人には、流山市災害時要援護者避難支援連絡会議へ参加していただきます。災害時に備えての見守りや災害時の安否確認、救出・救護、避難支援、避難所における救護を受けるためには、要援護者となる本人の必要な個人情報の提供が欠かせません。

《流山市災害時要援護者名簿へ登録》

災害時に要援護者となる人の個人情報を把握することにより、被災時ばかりでなく、日頃からの備えに役立てていきます。そのためには、流山市災害時要援護者名簿へ登録をお願いします。その登録に基づいて1人ひとりの避難支援個人計画を策定します。

《支援者との情報の共有》

流山市災害時要援護者名簿へ要援護者として登録されると1人ひとりの災害時避難支援個人計画を策定します。これは要援護者の個人情報を

災害時避難支援個人計画の支援者と共有することになります。

《平常時の支援者との交流》

1人ひとりの災害時避難支援個人計画の支援者には、日頃から見守りなどを依頼し、災害時に備えての準備などについて検討しておきます。

《日頃からの備え》

支援者との日頃からの交流から、被災時における対応などに支援者とともに備えます。具体的に要援護者となる態様によって支援の際の留意点を確認し、必要な準備をします。

(4) 支援者に期待すること

行政の災害時の支援活動には限度があります。災害時の要援護者に対する支援活動には、地域社会における互助、共助による活動が必要となります。災害時には要援護者の身近にいる支援者の支援が期待されます。

《流山市災害時要援護者避難支援連絡会議への登録》

災害時要援護者の支援者となる団体や人は、流山市災害時要援護者避難支援連絡会議へ登録します。登録者は、支援者として災害時要援護者の支援活動に積極的に参加します。

《要援護者の特徴と留意点の把握》

災害時要援護者の支援者となる人は、要援護者の特徴と留意点を把握する必要があります。流山市災害時要援護者避難支援連絡会議では、支援者となる人のために知識の普及や要援護者と支援者との交流を推進します。

《要援護者の情報の保護と共有》

登録された個人情報、流山市が管理し、災害時における要援護者の支援のための活動の目的のみに使用します。登録情報の管理について、要援護者及び支援者の理解を得るとともにその管理には十分な配慮が必要です。

《平常時から要援護者との交流》

流山市災害時要援護者避難支援連絡会議の機能を十分発揮するためには、平常時から要援護者と支援者との交流をはかり、お互いの信頼関係を築いておくことが大切です。地域における防災に関わる行事やいろいろなイベントなど、自治会等の参加を通じて日頃から要援護者と地域社会との交流を図ることが大切です。

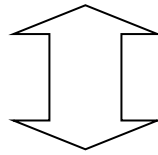
(5) 災害に備えた要援護者避難支援体制

流山市災害時要援護者避難支援連絡会議は、災害時の要援護者や要援護者を支援する団体や個人から構成され、災害時に備えた避難支援体制を構築します。

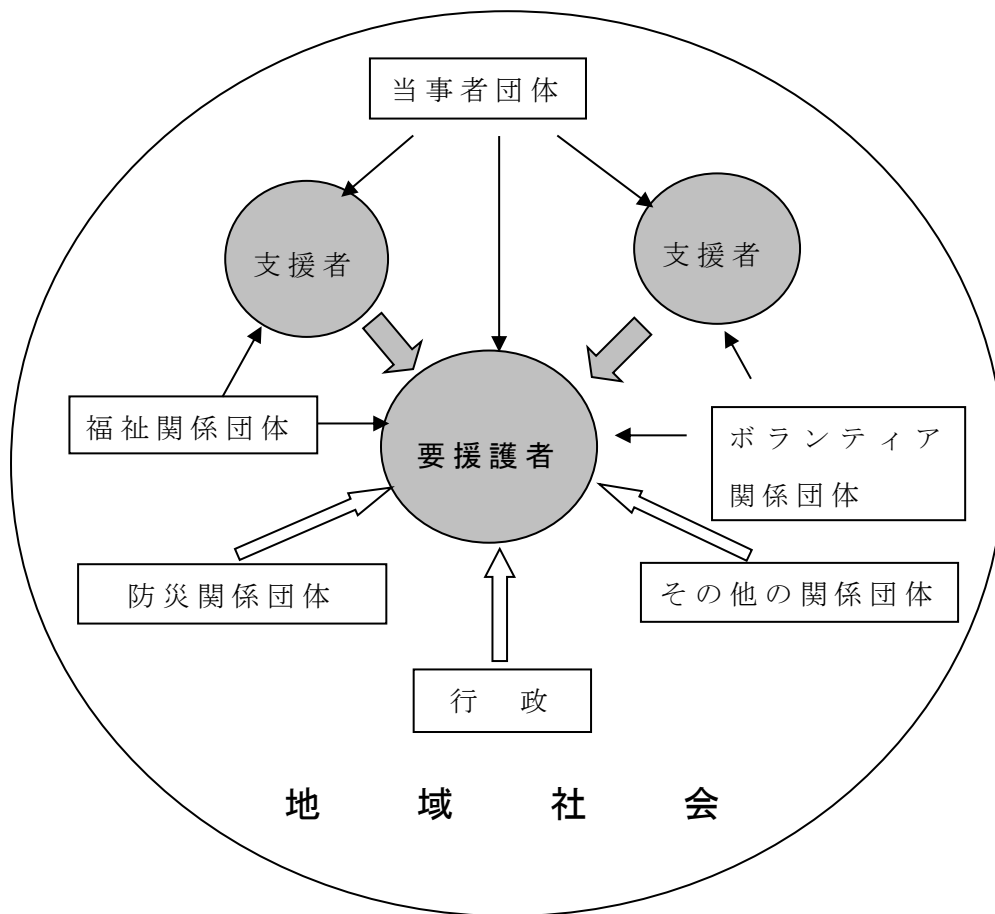
流山市災害時要援護者避難支援連絡会議

当事者団体 ボランティア関係団体 福祉関係
 団体 防災関係団体 行政 その他の関係団体

災害時要援護者避難支
 援は、地域社会の中で、
 支援者と関わりを持ち



援連絡会議を構成する団
 互いに要援護者及びその
 ます。



(6)災害時要援護者避難支援連絡会議へ参加が期待される団体等

§ 要援護者当事者団体 §

老人クラブ連合会・障害者団体連絡協議会・保育園父母会連絡会等

§ ボランティア関係団体 §

N P O ・ ボランティアセンター等

§ 防災関係団体 §

自治会・自主防災組織・消防団・消防協力隊等

§ 福祉関係団体 §

社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・民生児童委員協議会連合会・地域包括支援センター・介護支援専門員連絡会・シルバーサービス事業者連絡会・健康づくり推進員連絡協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会等

§ その他の関係団体 §

民間保育所協議会・幼稚園協会・小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学・国際交流協会等

§ 行政 §

市・警察・健康福祉センター・児童相談所等

4 災害時要援護者避難支援個人計画の作成

(1) 要援護者の把握

災害時に被害を防ぐためには、一人では避難などの行動をとることが困難であり、支援が必要となる要援護者を平常時から把握する必要があります。

対象となる人の災害時要援護者名簿は、災害時要援護者避難支援連絡会議を構成する福祉関係部局、防災関係部局、自主防災組織、民生児童委員等の把握している要援護者情報から作成します。

(2) 個人情報共有化

災害時避難支援個人計画は、一人では避難できない要援護者1人ひとりの災害時要援護者避難支援プランを作成するものです。災害時要援護者名簿から災害時避難支援個人計画の策定を希望する人について同意を得て作成します。

この災害時要援護者名簿及び災害時避難支援個人計画は、流山市が必要な情報を管理し、災害時に活用します。

(3) 避難支援体制の整備

要援護者の災害時避難支援個人計画の作成は、同意を得た人の個人情報に基づいて、支援体制を整備します。

支援体制は、緊急時の連絡先、避難支援者、避難所、要援護の特徴等について定めます。そして要援護者の要援護となる態様に配慮した避難支援個人計画を作成します。

《取扱注意》

様式 2

作成番号 No. _____ 地区 - _____

災害時避難支援個人計画書

平成 年 月 日

(宛先) 流山市長

住所

氏名

⑩

私は、流山市災害時要援護者避難支援計画の趣旨に賛同し、災害時要援護者に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市が主宰する流山市災害時要援護者避難支援計画の災害時要援護者避難支援活動を目的に利用することを承諾します。

災害時要援護者					
氏名	男・女		生年月日	年 月 日	
住所					
態 様					
緊急時の家族等の連絡先					
①	氏名		続柄		電話
	住所				
②	氏名		続柄		電話
	住所				
家族構成・同居状況等					
普段いる部屋				寝室の位置	
避難支援者					
①	氏名		関係		電話
	住所				
②	氏名		関係		電話
	住所				
避難所					
特記事項					

《作成例》

《取扱注意》

様式 2

作成番号 No.〇〇〇1丁目地区-0001

災害時避難支援個人計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 流山市長

住所 流山市〇〇〇1-1-1

氏名 流山 太郎 ㊟

私は、流山市災害時要援護者避難支援計画の趣旨に賛同し、災害時要援護者に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市が主宰する流山市災害時要援護者避難支援計画の災害時要援護者避難支援活動を目的に利用することを承諾します。

災害時要援護者						
氏名	流山 太郎	㊟・女	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日		
住所	流山市〇〇〇1-1-1					
態様	肢体不自由					
緊急時の家族等の連絡先						
①	氏名	流山 長太郎	続柄	長男	電話	000-000-0000
	住所	千葉県〇〇市〇〇1-2-3				
②	氏名	流山 花子	続柄	長女	電話	00-0000-0000
	住所	東京都〇〇区〇〇1-2-3				
家族構成・同居状況等						
次男と2人暮らし 次男は東京都内に勤務のため日中は一人						
普段いる部屋		1階玄関脇居間	寝室の位置		1階最奥	
避難支援者						
①	氏名	平和 太郎	関係	隣人	電話	00-0000-0000
	住所	流山市〇〇〇1-1-2				
②	氏名	平和 花子	関係	民生委員	電話	00-0000-0000
	住所	流山市〇〇〇1-2-2				
避難所		平和台保育所				
特記事項		歩行が困難なため車椅子等が必要・常備薬携帯				

5 避難支援行動マニュアル

(1) 日頃の備え

《災害時要援護者避難支援連絡会議》

- ◎ 災害時要援護者避難支援連絡会議による地域社会のつながりを強化し、災害に強いまちづくりを推進します。
- ◎ 災害時要援護者避難支援連絡会議の目的や活動に理解をいただく必要があります。そのための啓発事業を推進します。
- ◎ 災害時要援護者避難支援連絡会議に登録された支援団体や支援者に対して、災害に関する講習会や防災訓練を開催します。
- ◎ 災害時要援護者避難支援連絡会議は、災害時要援護者との交流、人材育成に努めます。
- ◎ 災害時要援護者避難支援連絡会議は、流山市健康福祉部社会福祉課に事務局をおきます。

《支援者の参画》

- ◎ 災害時要援護者支援団体や支援者となっただけの団体や個人は、流山市災害時要援護者避難支援連絡会議に登録していただきます。
- ◎ 登録を希望する支援団体や支援者は、流山市健康福祉部社会福祉課にお申し出いただきます。
- ◎ 支援団体や支援者に関する登録情報は、流山市が管理します。
- ◎ 同意をいただいた各支援団体や支援者に関する情報は、災害時要援護者避難支援連絡会議に提供されます。
- ◎ 支援団体や支援者として登録された人は、積極的に災害時要援護者の支援活動に参加していただきます。
- ◎ 支援団体や支援者は、支援に必要な講習会や防災訓練に積極的に参加し、支援知識・技能の向上に努めます。

《要援護者の把握》

- ◎ 地域社会で活動する団体や個人は、災害時の要援護者の情報を日頃からそれぞれの活動等を通して把握します。
- ◎ 地域社会に潜在する災害時要援護者を把握するため、自治会の組織を活用して把握します。
- ◎ 地域社会で活動している民生児童委員の情報を活用して要援護者を把握します。

《要援護者の登録》

- ◎ 災害発生時に避難支援を希望する人は、災害時要援護者として登録していただきます。（手上げ方式）
- ◎ 災害時要援護者の登録制度については、流山市ホームページや広報紙等で広く周知を図っていきます。
- ◎ 災害時要援護者の登録については、登録されている団体や支援者から個別に案内することなどによって、随時、希望者を募っていきます。（同意方式）
- ◎ 緊急性の高い在宅の要介護認定高齢者や障害者を中心に、その他の災害時要援護者についても希望者は登録対象とします。
- ◎ 登録希望者は、流山市健康福祉部社会福祉課で受け付けします。
- ◎ 乳幼児及び妊産婦のような一時的な要援護者については、保育園・幼稚園等の施設単位や地域単位で把握する方法も検討します。
- ◎ 登録された個人情報、流山市が管理し、災害時における要援護者支援のための活動のみを目的に使用します。その他の目的では使用しません。
- ◎ 要援護者の登録情報は流山市が管理します。

《避難支援個人計画書の作成》

- ◎ 流山市は、要援護者1人ひとりの災害時避難支援個人計画書を作成します。
- ◎ 登録を希望された要援護者は、登録台帳に記載され、災害時の要援護

者の具体的な災害時避難支援個人計画書を作成します。

- ◎ 災害時避難支援個人計画は、要援護者一人ひとりに対する計画です。
- ◎ 災害時避難支援個人計画書は、要援護者の氏名・住所、緊急時の家族等の連絡先、家族構成・同居状況等、住まいの状況、要援護者となる態様、避難支援者等を記載します。
- ◎ 災害時避難支援個人計画は、要援護者と支援者との同意の上で作成します。
- ◎ 災害時避難支援個人計画書は、流山市がリストの台帳とともに管理します。

《災害時要援護者支援班の設置》

- ◎ 福祉関係部局を中心に防災関係部局で横断的な要援護者の避難支援に取り組みます。
- ◎ 平常時は、要援護者情報の共有化、災害時避難支援個人計画の策定、要援護者の避難支援訓練、広報活動を行う。
- ◎ 災害時は、健康福祉部及び子ども家庭部が中心となり要援護者避難支援に努めるとともに、関係各課は地域防災計画に基づき災害対策本部の救援庶務班、避難誘導班、救護班の事務分掌を遂行します。

《情報伝達体制の整備》

- ◎ 災害時の情報収集・伝達には、防災行政無線や消防無線等で行われるが、要援護者が持つハンデキャップに応じた取り組みが必要です。
 - ・聴覚障害者：FAXやメール等の視覚による情報の提供、メモやカード等による文字情報の提供
 - ・視覚障害者：ラジオや電話等の音声による情報の提供
 - ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等
- ◎ 要援護者を支援するための専用の通信手段の構築やインターネット（電子メール、携帯メール等）、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言サービス（携帯電話の安否確認サービス）、衛星携帯電話、災害時優先電話、公衆電話、簡易無線機等の活用を図ります。
- ◎ 災害時の要援護者と支援者との連絡手段について日頃から確認して

おきます。

《避難施設の体制整備》

- ◎ 自主防災組織や福祉関係者は、協力しながら災害時に避難場所における救護に備えます。
- ◎ 自主防災組織、福祉関係者、支援者は、日頃から連携を図っておきます。
- ◎ 災害時の避難に備えて、要援護者のハンデキャップに応じた段差の解消、手すりの設置等の避難所の施設整備を行います。
- ◎ 福祉避難所の指定や避難場所の施設の状況、要援護者に配慮した施設の利用方法等について要援護者とともに平常時から確認します。
- ◎ 災害時要援護者の支援者は、要援護者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法について確認します。

(2) 災害発生時の対応

《身の安全の確保》

- ◎災害発生時には、まず自分の身を守り、安全に避難することを考えます。
- ◎まず自分の身の安全を守り、被害を拡大させないための行動を考えます。
- ◎普段から家のなかではどこが安全か考えておきます。
- ◎災害時に要援護者が家族や支援者と一緒のときは避難誘導を行います。
- ◎地震が発生したらあわてて外に飛び出すと危険です。落ち着いて行動します。まず火の始末を確実にを行います。
- ◎地震の揺れにより扉等が開かなくなることがあることから、出入り口の扉や窓等を開け、避難口を確保します。
- ◎災害に見舞われ動けなくなったりしたのために笛やブザーを携帯し、支援を求めるなどの時に活用します。
- ◎避難するときは、住まいの外のわかりやすいところに避難先や安否情報を表示します。

《支援体制》

- ◎災害が発生したときの要援護者への支援は、流山市災害時要援護者避難支援連絡会議の自主防災組織や福祉関係者と連携しながら支援体制をつくります。
- ◎地域ごとに、災害時要援護者避難支援連絡会議の支援者の役割分担を定め各役割の沿った支援活動を行います。

《安否確認・救護・避難誘導》

- ◎災害が発生してから支援体制が整うまでには時間がかかることから、災害発生直後の災害時要援護者の安否確認、救護及び避難誘導は、地域住民の協力によって行うことが必要です。
- ◎あらかじめ把握した災害時要援護者の情報をもとに福祉関係団体や自

治会と連携して災害時要援護者の安否確認を行います。

- ◎「避難準備（要援護者避難）情報」「避難勧告」「避難指示」が出た場合は直ちに避難誘導します。
- ◎地域で状況が把握できない要援護者については、消防や警察に救助を依頼します。

《被害状況の把握》

- ◎災害時要援護者避難支援連絡会議の構成員は、災害時要援護者の負傷状況、健康状態、避難場所、避難生活に必要な物資等について情報を把握します。
- ◎災害時要援護者に関する被害情報は、災害時要援護者避難支援連絡会議の構成員の間で共有します。
- ◎地域の災害時要援護者の被害状況は、市災害対策本部へ報告します。

《情報の提供》

- ◎被災した災害時要援護者に不安感を与えないために、災害発生時の正確な情報を迅速に提供します。
- ◎被災時に必要とする生活用品の入手方法等の情報も提供します。
- ◎災害時要援護者の態様に応じた情報提供の手段を活用し、被災者が情報から孤立しないようにします。

《避難所での生活支援》

- ◎避難所では、災害時要援護者が過しやすい環境をつくる必要があることから避難所の環境整備に努めます。
- ◎避難所の環境整備には、要援護者の態様に応じた配慮が必要です。

6 災害時要援護者の特徴と支援の際の留意点

災害時の要援護者に対する支援者となるためには、要援護者の特徴や支援の際の留意点について基本的な知識を持っていただくことが必要です。市民一人ひとりが災害時要援護者の特徴などについて、障害者と高齢者には複合する部分がありますが、正しい知識と認識を持って対応できることが求められます。そして、このような要援護者を地域全体で支えることができるような社会の実現が望まれます。

		災害時要援護者の特徴	支援の際の留意点
高 齢 者	一人暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ◎家の中に閉じこもり、地域とのつながりが希薄になって孤立しがち。 ◎体力が衰え、行動機能が低下し、緊急事態の察知や情報収集が遅れる場合があるが、自力で行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎信頼できる人にしか馴染まないかもしれないので、人間的な付き合いを通して、信頼関係を築く必要がある。 ◎避難時に必要のないものを持ち出したくなるかもしれないので、日頃から避難時に必要な持ち物について理解を得るようにする。
	寝たきり	<ul style="list-style-type: none"> ◎常に床についており、日常生活動作に人の介助が必要。 ◎自力で行動できず、自分の状況を伝えることが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎家族がいれば家族と、複数の支援者で避難支援に当たる。 ◎避難に備えて、搬送用具を用意する。 ◎安否の確認は、可能な限り姿を確認する。
	認知症	<ul style="list-style-type: none"> ◎記憶がなかったり、徘徊、幻覚などの症状が現れ、日常生活に人の介助が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎支援者は普段と同じ調子で声をかけ、スキンシップを取りながら安否確認、避難支援に当たる。 ◎家族がいれば家族と、複数の支援者で避難支援に当たる。

身 体 障 害 者	肢 体 不 自 由	<p>◎ 上肢や下肢に機能障害があり、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性マヒの人などがいる。この中には身体にマヒのある人、自分の意思とは関係なく身体が動く不随意運動をする人などがいる。</p> <p>◎ 脊髄を損傷した人は感覚がなく、体温調節が困難である。</p> <p>◎ 脳性マヒの人が、自分の意思を伝えるには、理解者がそばにいないと困難。</p> <p>◎ 身体を動かすことが難しく、自分の身体を守ったり、自力で避難することが困難な場合がある。</p>	<p>◎ 自力での避難が困難なので、できるだけ早く安否確認、避難支援をする必要がある。</p> <p>◎ できるだけ移動用具を確保する。</p> <p>◎ 移動用具で避難するときは複数で支援する。</p>
	視 覚 障 害	<p>◎ 視力障害だけでなく、見える範囲、光を感じる、色彩がわかる等の障害もある。</p> <p>◎ 目からではなく、音声や触覚などにより情報を得ているので、緊急事態の察知が困難な場合がある。</p> <p>◎ 知らない場所では、自力での行動が困難。</p>	<p>◎ 支援者はまず状況を説明する。</p> <p>◎ 出火しても気付かないことがあるので避難のときは火気に注意が必要。</p> <p>◎ 白杖を用意する。</p> <p>◎ 誘導するときは、誘導者の腕を握らせて、ゆっくり歩く。</p> <p>◎ 盲導犬には直接さわったり引いたりしない。</p>

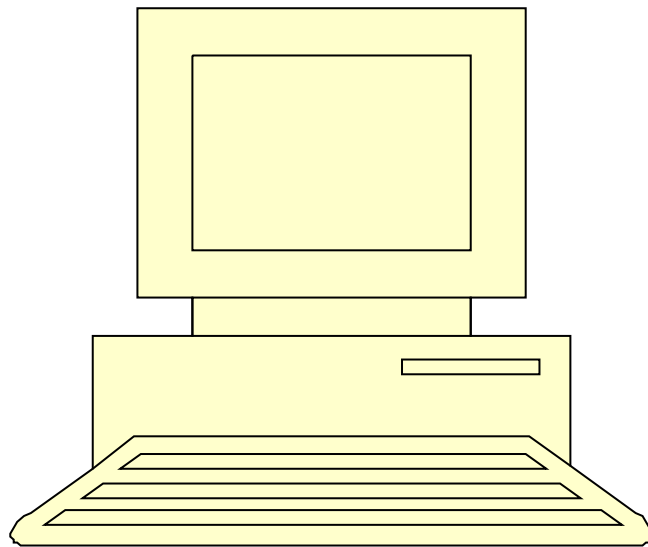
身体障害者	聴覚・言語障害	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 外見からは聞こえないことがわからない。 ◎ 周りの音から判断することが難しいため、緊急事態を理解することが困難な場合がある。 ◎ 言語障害の人は、災害時に助けを求めることが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 音や声による情報が得にくく、手話や文字などの視覚で情報を得ている。 ◎ 避難するときは、よく使うメッセージカードや筆記用具を携行させる。 ◎ 盲ろう通訳者や介助員、手話通訳者、要約筆記者などの心得のある人が支援にあたる。
	内部障害	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 外見からは障害があることがわからない。 ◎ 災害が発生すると通院が困難になると命に関わる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 医療的な対処の仕方やかかりつけ医等について日頃から情報を得ておく必要がある。 ◎ 日頃から使用している薬や医療器具を確保しておく。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 知的機能の障害のため、日常生活やコミュニケーションなどの適応が困難な状態にある。 ◎ 重度の場合、常時支援を必要とする場合がある。 ◎ 人に尋ねたり自分の意見をいうのが苦手である。 ◎ ひとつのことに執着したり、同じ質問を繰り返すことがある。 ◎ 急激な環境変化に順応しにくい。 ◎ 災害発生時には、精神的に大きな動揺が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 支援者は、優しく声をかけたり、スキンシップを図り、落ち着かせる必要がある。 ◎ 避難所の位置や災害の状況を分かりやすく説明し、必要に応じて誘導する。 ◎ ことばを理解できない場合は、手を引いて安全な行動ができるよう誘導する。 ◎ 施設で被災した場合は、施設内避難が基本となる。 	

<p>精神障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎精神疾患により日常生活や社会生活のしずらさを抱えている。 ◎適切な治療や服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできる。 ◎外見からはわかりにくく、理解されず、孤立している場合がある。 ◎病気のことを知られたくないと思っている場合がある。 ◎災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合がある。 	
<p>自閉症者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎話せなかったり、オウム返しだったり、呼びかけても振り返らないなどコミュニケーションや対人関係をはかることが困難であり、特定の物や行動に強くこだわる行動がある。 ◎状況を判断することが難しいため、自分で避難することや他人の誘いに応じて行動することが困難である。 ◎人の多い、慣れない場所では極度に緊張するため、奇声や自傷、飛び跳ねなどの激しい行動を起こすことがある。 	

難病患者	<p>◎外見からは、難病患者とは分からない場合がある。自力歩行や素早い行動が困難な場合がある。</p> <p>◎医薬品を携行したり、人口呼吸器の使用などの医療的援助が必要な場合がある。</p>	<p>◎かかりつけ医に通院できなくなる場合に備えて医療的な対処の仕方や他の医療機関などについて、日頃から情報収集しておく必要がある。</p>
乳幼児	<p>◎自ら判断して行動する能力がないので、常時、保護者の支援が必要である。</p> <p>◎判断能力や適応能力がないため、災害に対応できない。</p>	<p>◎自宅の乳児は家族が、施設の乳幼児は、施設職員が安全確保を図る。</p> <p>◎大人の不安や動揺は、乳幼児に敏感に伝わるので、支援者は普段と同じように優しく声をかけたりスキンシップを図り子どもに安心させる。</p> <p>◎避難時に備えて、乳幼児に必要な物資は用意しておく。持ち出し品には、ミルクやオムツ離乳食、常備薬、おもちゃなど。</p>
妊産婦	<p>◎行動機能が低下しているが、自力で行動できる。</p> <p>◎場合によっては、医療的な支援が必要となる。</p>	<p>◎月数に応じたサポートが必要。身近な支援者は医療担当者に早く所在情報を伝えることが必要である。</p> <p>◎精神的ショックが強い場合は、声をかけて安心させる。</p> <p>◎避難時には母子手帳や診察券や必要な物資を携帯する。</p>

<p>外国人</p>	<p>◎日本語での情報が伝わりにくいため、適切な避難行動などの災害時の対応が遅れる場合がある。</p> <p>◎地震が起きると非常に不安を感じる人や地震を知らない人もいる。</p>	<p>◎支援者は状況を説明するとともに、情報がどこで得られるか教えて安心させる必要がある。</p> <p>◎地震について、どのように対応すればよいかアドバイスする。</p> <p>◎できるだけ通訳ボランティアの協力を得る。</p>
------------	--	---

附属資料



1 答申書

平成20年3月24日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会

会長 米山 孝平

流山市災害時要援護者避難支援プランの策定について（答申）
平成19年7月3日付け流社第104号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

流山市災害時要援護者避難支援プランの策定について審議した結果、別添「(案)流山市災害時要援護者避難支援計画」を成案とすることを了承します。

なお、計画の推進にあたっては次の意見を添えます。

- 1 いつ起きるかわからない災害に備えて、早期に災害時要援護者避難支援連絡会議を設置するとともに、要援護者1人ひとりの避難支援個人計画の策定を推進されたい。
- 2 災害時要援護者避難支援を、隣近所の助け合い（共助）により推進できる地域社会づくりを推進されたい
- 3 災害時における安否確認、救出・救護、避難支援は、要援護者の把握と情報の共有を図る必要があることから、災害時要援護者の個人情報 の十分な管理の下で、その活用を図られたい。
- 4 災害時要援護者避難支援体制を整備するために、災害時要援護者避難支援計画の市民への周知を図られたい。

2 諮問書

流 社 第 1 0 4 号
平成19年 7月 3日

流山市福祉施策審議会
会長 米山 孝平 様

流山市長 井崎 義治

流山市災害時要援護者避難支援プランの策定について（諮問）

災害が発生した場合に自力では避難することが困難な災害時要援護者に対する支援活動を的確且つ迅速に実践するために防災関係及び福祉関係機関並びに地域社会が連携し、災害時の要援護者の避難支援に取り組んでいくことを目指す流山市災害時要援護者避難支援プランを策定します。

つきましては、支援プランの策定に当たり、流山市の附属機関であります貴会の意見を求めたく諮問いたします。

記

- 1 災害時要援護者避難支援プランの策定について
別添のとおり

諮問書別紙

災害時要援護者避難支援プランの策定について

1 策定の背景

平成16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等による高齢者等の被災状況から、国では「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を設置し、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を平成17年3月の中央防災会議に報告。これを受けて内閣府及び消防庁では、都道府県及び市町村に対して災害時要援護者避難支援プランの策定を通知したものです。

2 策定方針

災害が発生した場合に自力では避難することが困難な災害時要援護者に対する支援活動を的確且つ迅速に実践するために防災関係及び福祉関係機関並びに地域社会が連携し、災害時の要援護者の避難支援に取り組んでいくことを目指すものです。

3 策定課題

- (1) 防災関係部局と福祉関係部局等の連携が不十分であるなど、要援護者や避難支援者への避難勧告等の伝達体制が十分に整備されていません。
- (2) 個人情報への意識の高まりに伴い要援護者情報の共有・活用が進んでおらず、発災時の活用が困難です。
- (3) 要援護者の避難支援者が定められていないなど、避難行動支援計画・体制が具体化していません。
- (4) 避難所における要援護者の支援が不十分となる傾向があります。
- (5) 行政と福祉サービス提供者や保健師、看護師等の関係機関等との連携が求められています。

4 策定体制

- (1) 流山市保健福祉諸計画策定委員会は、健康福祉部長を会長とし、

関係各課長から構成され、避難支援プランの素案を策定、調整を行います。

- (2) 災害時要援護者支援検討協議会は、災害時要援護者当事者団体、各種ボランティア団体、防災関係機関、福祉関係機関等の要援護者の避難支援に関わる団体から構成し、避難支援プランの体制整備等について検討します。
- (3) 流山市福祉施策審議会は、市長の諮問を受け避難支援プランについて審議し、答申をします。

5 策定期間

平成19年度末までに策定します。

3 策定経過

流山市災害時要援護者避難支援計画の策定

期 日	内 容
平成19年 1月26日（金）	平成18年度 第3回流山市保健福祉諸計画策定委員会 （1）流山市災害時要援護者避難支援プランの策定について
平成19年 7月4日（水）	平成19年度 第1回流山市福祉施策審議会 （1）災害時要援護者避難支援プランの策定について
7月24日（火）	第1回災害時要援護者避難支援プラン策定打ち合わせ会議 （1）プロジェクトの設置について （2）要援護者避難支援の取り組み状況と課題の把握について （3）災害時要援護者支援班の設置について （4）災害時要援護者避難支援検討協議会の設置について
8月23日（木）	第2回災害時要援護者避難支援プラン策定打ち合わせ会議 （1）災害時要援護者避難支援プラン策定のための調査結果について （2）先進市について
9月27日（木）	第3回災害時要援護者避難支援プラン策定打ち合わせ会議 （1）（仮称）流山市災害時要援護者避難支援連絡会議の設置について （2）災害時要援護者避難支援プラン計画書について

10月26日（金）	<p>第4回災害時要援護者避難支援プラン策定打ち合わせ会議</p> <p>（1）災害時要援護者の把握について</p> <p>（2）災害時要援護者避難支援プランの策定について</p> <p>ア 災害時要援護者避難支援プランとは</p> <p>イ 災害時要援護者とは</p>
11月9日（金）	<p>第1回流山市保健福祉諸計画策定委員会</p> <p>（1）災害時要援護者避難支援プランの策定について</p> <p>ア 流山市災害時要援護者避難支援マニュアルの策定について</p> <p>イ 流山市災害時要援護者避難支援検討協議会の設置について</p>
11月21日（水）	<p>第5回災害時要援護者避難支援プラン策定打ち合わせ会議</p> <p>（1）災害時要援護者の把握について</p> <p>（2）災害時要援護者避難支援マニュアルの策定について</p> <p>ア 避難支援行動計画について</p> <p>イ 災害時要援護者避難支援連絡会議の設置について</p>
11月22日（木）	<p>第2回流山市福祉施策審議会</p> <p>（1）流山市災害時要援護者避難支援マニュアルの策定について</p> <p>ア 流山市災害時要援護者避難支援マニュアルの作成について</p> <p>イ 流山市災害時要援護者避難支援検討協議会の設置について</p>
12月20日（木）	<p>第6回災害時要援護者避難支援プラン策定打ち合わせ会議</p> <p>（1）災害時要援護者避難支援マニュアルの策定について</p>

12月25日（火）	第1回流山市災害時要援護者避難支援検討協議会 （1）正副会長の選出について （2）流山市災害時要援護者避難支援プランの策定について
平成20年 1月16日（水）	平成19年度 第7回災害時要援護者避難支援プラン策定打ち合わせ会議 （1）災害時要援護者避難支援マニュアルの策定について
1月21日（月）	第2回流山市災害時要援護者避難支援検討協議会 （1）流山市災害時要援護者避難支援プランの策定について
2月4日（月）	第8回災害時要援護者避難支援プラン策定打ち合わせ会議 （1）流山市災害時要援護者避難支援マニュアルの素案について
2月8日（金）	第3回流山市災害時要援護者避難支援検討協議会 （1）流山市災害時要援護者避難支援プランの素案について
2月13日（水）	第2回流山市保健福祉諸計画策定委員会 （1）流山市災害時要援護者避難支援プランについて
2月14日（木）	第3回流山市福祉施策審議会 （1）流山市災害時要援護者避難支援計画の素案について
3月14日（金）	第4回流山市災害時要援護者避難支援検討協議会 （1）流山市災害時要援護者避難支援計画の作成について
3月19日（水）	第4回流山市福祉施策審議会 （1）流山市災害時要援護者避難支援計画の作成について

4 策定組織

流山市福祉施策審議会委員

委嘱区分	氏名	役職名
福祉サービスの提供を受ける者を代表する者	玉川 定雄	流山市老人クラブ連合会会長
	臼井 みどり	流山市障害者団体連絡協議会
	漆原 雄一	流山市保育園父母会連絡会会長
	渡部 昭	介護保険制度を利用する者の代表
ボランティア団体を代表する者	米山 孝平	流山ユー・アイネット理事代表
	松本 裕美	流山朗読グループ代表
社会福祉法人の役員又は職員	山崎 秀雄	流山市社会福祉協議会会長
	篠田 光代	流山市民間保育所協議会
	高橋 英吉	社会福祉法人まほろばの里 つつじ園施設長
	中 登	社会福祉法人あかぎ万葉理事長
民生委員（児童委員）	大野 トシ子	流山市民生児童委員協議会連合会会長
医師会を代表する者	町谷 肇彦	流山市医師会会長
歯科医師会を代表する者	寺田 伸一	流山市歯科医師会理事
学識経験を有する者	久保 悌二郎	学校法人 江戸川学園 江戸川大学総合福祉専門学校長
関係行政機関の職員	齋藤 勝義	柏健康福祉センター副センター長
	名生 正男	柏児童相談所次長
市民を代表する者	中澤 金司	公募
	坂本 ヒロ子	公募

会 長 米山 孝平

副会長 中 登

流山市災害時要援護者避難支援検討協議会委員

構 成	氏 名	備 考
(1)要援護者を 代表する者	斉藤 運太郎	流山市老人クラブ連合会
	森 裕	流山市身体障害者福祉会
(2)ボランティア アを代表する者	勝本 正實	NPO法人 自立サポートネット流山
	大月 千恵	流山市ボランティアセンター
(3)防災関係団 体を代表する者	遠藤 晃市郎	八木地区自治会連合
	加藤 勝夫	流山市消防団
(4)福祉関係団 体を代表する者	宮野 忠夫	江戸川台地区社会福祉協議会
	紅谷 幸夫	流山市民生児童委員協議会連合会
	山梨 美代子	日本赤十字社千葉県支部流山市地区奉仕団
	竹本 伸	流山市シルバーサービス事業者連絡会
	宮本 尚	流山市介護支援専門員連絡会
(5)地域社会を 代表する者	今井 宏	松ヶ丘自治会
	松島 英雄	美田自治会
	宮尾 博	平和台自治会

会 長 紅谷 幸夫

副会長 松島 英雄

流山市保健福祉諸計画策定委員会委員

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部長	飯田 信義	子ども家庭部長	沼澤 輝義
社会福祉課長	眞田 朝光	高齢者生きがい推進課長	山口 守
介護支援課長	上村 勲	障害者支援課長	小笠原 正人
健康増進課長	須賀 博宣	子ども家庭課長	針ヶ谷 勉
保育課長	櫻井 範子	企画政策課長	加藤 正夫
総務課長	高橋 道秋	財政課長	菅原 治
コミュニティ課長	海老原 廣雄	商工課長	岡田 一美
都市計画課長	小瀧 邦昭	まちづくり推進課長	伊藤 昌男
道路建設課長	海老原 義昌	学校教育課長	渡邊 哲也
生涯学習課長	今関 博	予防課長	村越 俊男

委員外委員

職名	氏名	職名	氏名
安心安全課長	片桐 正男	消防防災課長	小菅 康男

会長 健康福祉部長 飯田 信義

流山市災害時要援護者避難支援計画

平成20年3月発行

発行 流山市
健康福祉部 社会福祉課
健康福祉政策室
〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1
電話 04-7150-6079(直通)
E-mail hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp